

電気使用安全月間に寄せて

経済産業省
九州産業保安監督部長
伊 藤 浩

経済産業省では、感電死傷事故の発生が最も多い8月を「電気使用安全月間」と主唱し、関係団体と協力して電気事故防止を呼び掛けています。

これは、広く国民の皆様には電気使用の安全に関する知識と理解を深め、もって電気事故の防止に資することを目的として、昭和56年に創設したものです。

九州産業保安監督部では、より多くの皆様には電気使用の安全意識を高めていただくため、毎年「電気保安功労者の表彰」、「電気事故防止に係る広報資料の配布」、「関係団体広報誌への事故情報の提供」、「保安講習会での講演」などに取り組んでいます。

さて、令和2年度に発生した電気事故を総括しますと、波及事故は減少しましたが、感電等死傷事故は横ばい、他物損壊事故や主要電気工作物の破損事故は増加しました。事故件数は前年度に比べ13件増加し、79件となりました。

感電負傷事故は2件発生し、その他負傷事故は3件発生しました。

幸いいずれも死亡事故は発生しませんでした。

感電負傷事故の1件は、発電機を利用した変圧器の負荷試験中、試験回路を変更するために通電停止作業を行っていたところ、充電中の端子を誤って触り感電した事故です。原因は検電を行っていなかったこと等と報告されています。

もう1件は、発電機と昇圧用変圧器を接続する特別高圧母線の点検・清掃作業を行うために、狭隘な気中絶縁の円筒形構造物内で作業中、誤って充電中の導体部に触れ感電した事故です。原因等については調査中です。

関係各位におかれましては、現在もパンフレットや講習会を通じて、各種団体等に対する感電事故防止PRを、積極的に実施されていると承知しておりますが、より一層、感電事故の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、感電死傷事故は、過去10年間のデータによれば8月に最も多く発生しており、14件発生しております。高温多湿のため作業環境が過酷となる夏場においては、特に、感電事故の未然防止に向けて細心の注意をお願いいたします。

令和2年度の主要電気工作物の破損事故は、前年度に対し13件増加し、51

件発生しました。

このうち5件は保守不完全が原因です。電気設備を安全に使用するためには、生産工程への影響や設備の重要度を考慮して、適時に点検や検査を実施し、設備の健全性評価により、取替えや補修を行う予防保全が有効と考えられます。

また、令和2年度は7月の集中豪雨や9月の台風等の自然災害により、水力設備の破損、太陽電池パネルや風車ブレードの構外への飛散など25件の破損事故が発生しました。水力、風力及び太陽電池発電設備は、自然災害の影響を受けやすいため、夏季の豪雨、台風時期前までに、水力設備や太陽電池発電設備、風車ブレード等の入念な点検を実施するなど、自然災害の備えに万全を期すことが重要です。

一方、自家用電気工作物の破損等により一般送配電事業者に供給支障事故を発生させる波及事故は、令和2年度は前年度に対し5件減少し、16件発生しました。波及事故は事故発生事業場だけに留まらず、周辺地域の経済活動に深刻な影響を及ぼします。事故の未然防止に向けた対策を講じて頂きたい、お願いいたします。

波及事故の原因は、雷が7件（44%）、作業者の過失が3件（19%）、風雨が2件（13%）であり、これらが波及事故全体の76%を占めています。

こういった原因による事故を防止するため、雷による事故防止には、責任分界点の区分開閉器近傍への避雷器設置が有効であり、次に作業者の過失、風雨による事故防止には、保安教育の実施、点検・検査の確実な実施、経年劣化した電気工作物の早期発見により、緊急性を要する設備の早急な更新が重要です。

また、波及事故は、過去10年間のデータによれば7月と8月に多数発生しています。今般の「電気使用安全月間」を契機に、日頃から取り組まれている保安活動を再度徹底していただき、作業者の過失や保守不完全に起因する事故の未然防止をお願いいたします。

最後に、今後とも、関係者一丸となった啓発活動へのご尽力をお願いするとともに、電気事故の防止、感電死傷事故の撲滅のために、皆様のご協力をお願い申し上げます。